

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

時間がありませんので、直接質問をさせていただきたいと思いますが、最初に原田参考人、よろしくお願ひします。

冒頭、今年度の予算に対しては失望されたという感想が述べられておりましたけれども、どの点について失望されましたか。

参考人（原田和明君） それは、一般的に言われていると同じような状態でございます、特に歳出面についての切り込みというものが不十分でございます、その反面において増税はかなり大きかったというふうな点でございます。

峰崎直樹君 わかりました。

次に、金融空洞化の問題について質問したいと思います。

先ほど、ビッグバンの中で外為法の改正問題について、いわゆる有取税あるいは預金金利の源泉の問題について、これがやはり非常に大きな金融空洞化のネックになるんじゃないか、こういうふうにおっしゃられたわけですが、日本の今の金融業をごらんになっておられて、日本の金融空洞化の最大の原因というのは、本当にこのような有取税とかあるいはいわゆる資産性所得に対する利子、それに対する課税問題が最大の空洞化の原因だというふうにお考えでしょうか。

参考人（原田和明君） 金融の空洞化と申しますのは、結局、日本の中におけるユーザーの立場から見まして、使い勝手が悪い、あるいはコストが高いということによりまして資金が海外に流れるという動きでございます。

その意味では、現状においてもある程度のそういった動きはあるわけでありましてけれども、これから外為法の改正というのが行われてまいりまして自由に外貨での運用も可能となってくれば、今までの姿が加速的に強まってくる可能性、私はそのまますべて起こると思っているわけではないんですが、可能性が強まるということだと思ひます。

ということは、少なくともニューヨークやロンドンなどと同じ条件のもとで取引ができれば、ユーザーサイドはどこも自由に今度は選択することが可能なわけでございます。したがひまして、例えば証券の売買にしても東京市場でやっておりましたものがロンドンに移ってしまうというようなこともあるし、あるいは日本の大口預金者あるいは個人預金者が海外の銀行に、非居住者預金というような形をとりまして、二〇%の源泉税を払わないで済むような選択をする可能性もある。もちろん、形式的に言えばそれは総合課税として申告されるべきものでござひますけれども、私は、現実にそういった法律が残って海外に資金が流れていった場合には、国民背番号制でも完全に実施されていない限りにおいて

は実際にはそのお金の捕捉は不可能であろうと思うわけでありませぬ。

峰崎直樹君 実はそのことも一つの条件かもしれませんが、もう一つ、今の金融業がこれから進めていくときに私どもが非常に注意しなければいけないのは、金融業を成り立たせる最大の問題というのはリスクテキングの問題じゃないか。その点で、つまり現在の金融業が使い勝手がいいとか悪いとかおっしゃっていますが、一番最大の問題は、日本の護送船団方式のもとでそういうリスクテキングを金融工学的な手法も含めてきちんとやれる人材が日本に育っていないんじゃないか。デリバティブの問題もそうでしょう。そういう意味で、そういう人材育成という問題が欠けているということの方が空洞化にとって大きいのではないかというふうに思うんですが、その点はいかがでございませぬか。

参考人（原田和明君） おっしゃるとおりでございませぬ。

日本の金融機関は規模においては世界的に非常に大きかったわけでありませぬけれども、そういう今御指摘のデリバティブ等々の新しい専門分野については大変おくれたことは事実でございませぬ。それは一つには、リスクテク的なものはとらないで金融秩序を維持するという方に重点が置かれた結果であろうと思うわけでありませぬ。

今、日本の金融機関は、私の仄聞する限りにおいては一生懸命そういうデリバティブのプロフェッショナルな人材の養成等々をやっておるわけでありませぬが、何せ現状におきましては欧米の金融機関に比べると、遺憾ながらそういう分野においてはかなりのおくれがあるということは事実でございませぬ。これも私はそれが最大の理由だとは思いませんけれども、しかしながら幾つかの理由の中でかなり重要なファクターであると思っております。

峰崎直樹君 先ほど、いわゆる有取税、預金金利の源泉税の廃止で四兆円とおっしゃいました。私、四兆円の根拠は後でお聞きしたいと思うんですが、四兆円にとどまらないんじゃないかと思う。

と申しますのは、もしこれは預金金利に対する課税をしないということになりますと、資産性所得一般に実は連動してまいります。そうすると、いわゆる株式のキャピタルゲインの問題、あるいは今ございました土地の資産性所得の問題、こういった問題に全部関連してまいりますと、実は資産性所得全般がしり抜けになってしまう。そうすると、これは事実上、日本はタックスヘブンどころかタックスパラダイスといえますか、そういう状態になっていくこと自身は、このことは四兆円という金額にとどまらない。

そうしますと、兆円単位で税を徴収する、あるいはレベニュー・ニュートラルでいくとした場合には、所得税で来るかあるいは法人税で来るかさらには消費税で来るしかないと思うんです。そういった点についての、大衆課税という形へと転嫁される危険性というものについてどうお考えになっているのかということについて、私も原田参考人にお聞きしたいと思っております。

それと同時に、時間もありませんので松田参考人に一点お聞きしたいと思いますが、昨年、木津信用組合だけで、私どもの推計でいくと九六年度中に支出した責任準備金が五千百四十六億円、それから信組特別勘定で五千百九十四億円という金額で、合わせて一兆円を超えていると思います。

この預金保険機構の責任準備金以下総計をして、これから見通し得る、例えば現在うわさされていますマネーセンターバンクの金融機関がもし破綻をするということになった場合に、現在のそういう預金保険機構の収支で償えない、そのときに日銀が実はあるじゃないかということで日銀を調べてみますと、現在日銀の勘定で我々がどう見ても出し得る範囲というのは三兆三千億円程度ではないかというふうに推測しております。

木津信用組合ですら一兆円を超えている。そうすると、もしマネーセンターバンクと言われているようなところが、一行、二行が破綻を起こすということになったときに、これは現在の日銀の勘定の中だけで十分賄い得るのだろうか、財政資金投入問題等が当然また出てくる危険性はないだろうか。その点についての見直しをお聞きしたいと思います。

参考人（松田昇君） 先生御指摘のとおり、木津信用組合で一兆円を超える支出をいたしました。その結果、現在の余裕金は一般勘定で百四十億円ぐらい、特別勘定では五千億強を日本銀行から借りております。

ただ、これは木津信用組合の破綻をも視点に入れた上での特別保険料の設定とか一般保険料の引き上げとか、そういうことをした財政の見通しのもとでやっておりまして、先生おっしゃいましたように、大規模銀行の将来がどうなるかということは今この時点だろうかということがなかなか難しゅうございます。軽々に話をできることでもございません。そこで、我々の立場としては、とりあえずそういう資金計算の中で、仕組まれた範囲の中で預金保険機構の資金繰りを続けていくことが重要なことだと考えております。

なお、日本銀行につきましては二兆円の借入れをできる枠を私ども持っておりますので、一時的な融通はそれによって賄っていきたい、かように考えております。

委員長（大河原太郎君） 原田参考人。簡潔に願います。

参考人（原田和明君） 先ほど私は、預金利子源泉税についての部分と、それから有取税だけで約四兆円前後というふうに申し上げたわけですが、御指摘のような形でそれがいろいろな面に波及するという問題は検討する必要があるだろうと思うわけでございます。

いずれにしても、この外為法の改正という問題に絡みまして、私は大蔵行政当局はそれなりに十分な対応を講ずると思うわけでありまして、確かに御指摘のような問題が存在することは、私もそのように考えております。

峰崎直樹君 ありがとうございました。
終わります。